

## 組織的対応

- ・いじめは未然防止が最良であり、そのための環境整備や情報交換に日々努める。
- ・万が一、いじめが発生してそれを発見した場合はいじめ対策委員会を中心として組織的対応にあたる。
- ・教職員個人での対応や、隠蔽はあってはならず、学年や学校を挙げて問題解決に取り組む。
- ・迅速な対応を心がけ、情報を獲得した日の方針決定、対応を目指す。
- ・事案が重大な件や加害者・被害者の意識のズレ、ネット関連、保護者対応については状況を十分に検討し、関係機関とも連携のうえ、慎重に対応する。



## ※ネットいじめの場合



## 児童への対応

- ①掲示板等のネットでの誹謗中傷といった書き込みはいじめであり、許されない事だと伝える。
- ②匿名で書き込んでも、書き込んだ個人はできることを伝える。
- ③重大犯罪につながり、悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されることもあることを伝える。
- ④インターネットを利用する際にはマナーがあって、守ることがリスク回避につながる事を伝える。
- ⑤スマートフォン利用については、SNSの書き込みはネットタトゥー等で一生残る続ける事や、GPSの位置情報によるストーカ被害、犯罪に巻き込まれる可能性、セキュリティの重要性などを指導する。

## いじめにより、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある事案が発生した場合

- ・直ちに教育委員会に報告し、教育委員会支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、組織的に対応し、事案解決にあたる。
- ・事案の経緯、特性、被害児童や保護者の訴え等を踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害児童や保護者への対応、警察等の関係機関との連携、保護者会の開催の有無等、起こった事案に対しての対応をとる。
- ・緊急時のマスコミ対応については管理職を窓口「迅速性、同時性、均一性」を大切にして誠実な対応に努める。
- ・SC、SSW、人権擁護委員、所轄の警察などの外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。